

第79回九都県市首脳会議

報 告 事 項

令和3年4月

目 次

I 検討状況の概要

1 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

- (1) 感震ブレーカーの普及に向けた取組について . . . 1
- (2) 認知症施策の推進に係る成年後見制度等の利用促進に向けた取組について . . . 1

2 今後とも九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの

- (1) 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について . . . 2
- (2) 水素社会の実現に向けた取組について . . . 2
- (3) 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について . . . 2
- (4) ヒートアイランド対策について . . . 3

Ⅱ 検討状況に係る資料

- (別添1) 感震ブレーカーの普及に向けた取組について (概要)
- (別添2) 認知症施策の推進にかかる成年後見制度等の利用促進に向けた取組について
- (別添3) 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について
- (別添4) 令和2年度 水素社会の実現に向けた取組結果の概要
- (別添5) 水素社会の実現に向けた取組について
- (別添6) 令和2年度 ヒートアイランド対策の取組結果の概要

I 検討状況の概要

1 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="209 488 778 566">1 感震ブレーカーの普及に向けた取組について</p> <p data-bbox="233 629 783 853">感震ブレーカーの普及に向けた、各都県市の取組や課題等を共有するとともに、普及をより一層促進させるための九都県市における一体的な取組などについて検討を行った。 その概要は、別添1のとおりである。</p> <p data-bbox="209 913 778 1032">2 認知症施策の推進にかかる成年後見制度等の利用促進に向けた取組について</p> <p data-bbox="233 1081 783 1357">成年後見制度等の利用を促進するため、九都県市共通ロゴマークの使用や一斉広報月間における集中的な普及啓発、自治体における先進事例の研究・共有、担当者意見交換を行うこととした。 その概要は、別添2のとおりである。</p>	<p data-bbox="815 488 1385 566">1 感震ブレーカーの普及に向けた取組について</p> <p data-bbox="839 629 1390 808">引き続き各都県市において地域実情に合わせて普及に向けた取組を進め、必要に応じて九都県市で情報共有を行うなど、連携を図っていく。</p> <p data-bbox="815 913 1385 1032">2 認知症施策の推進にかかる成年後見制度等の利用促進に向けた取組について</p> <p data-bbox="839 1081 1390 1261">決定した共通ロゴマークを使用した広報や、一斉広報月間における周知啓発、自治体における先進事例の共有、担当者意見交換に取り組む。</p>

2 今後とも九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について</p> <p>大気環境改善を一層推し進めるため、光化学オキシダント及びPM2.5の低減に向けた原因物質の排出削減等の啓発活動や自動車排出ガス対策を実施し、国に要望する内容の検討を行った。</p> <p>その内容は、別添3のとおりである。</p> <p>2 水素社会の実現に向けた取組について</p> <p>国が策定した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」や「水素基本戦略」等を踏まえ、水素エネルギー関連事業者と情報交換を行うとともに、国に要望する内容の検討を行った。</p> <p>その内容は、別添4及び別添5のとおりである。</p> <p>3 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応により各都県市の業務が逼迫している状況を加味した部会の開催方法や取り扱うべき議題について検討を行った。</p>	<p>1 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について</p> <p>大気中で二次生成され、都県域を越えて移流する光化学オキシダント及びPM2.5の低減に向けた原因物質の削減対策や自動車排出ガス対策について、国に要望する。</p> <p>2 水素社会の実現に向けた取組について</p> <p>水素エネルギーへの更なる理解を促進するため、講演会等、効果的な普及啓発事業を実施する。</p> <p>また、国が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の進捗状況等を踏まえた財政支援や規制緩和等について、国に要望するとともに、引き続き水素エネルギー関連事業者等との情報交換を行う。</p> <p>3 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</p> <p>先天性風しん症候群の理解と予防について広く周知するとともに、国の追加的対策の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性を中心に感染拡大防止等の啓発を引き続き進めていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p data-bbox="204 434 719 470">4 ヒートアイランド対策について</p> <p data-bbox="229 533 785 801">ヒートアイランド対策の啓発強化を目的として、日傘の無料貸出イベントや企業・NPO団体等と連携したオンライン打ち水イベントを実施したほか、打ち水や日傘の効果についてSNS等の広報媒体を活用した情報発信を行った。</p> <p data-bbox="256 819 722 855">その内容は、別添6のとおりである。</p>	<p data-bbox="813 434 1329 470">4 ヒートアイランド対策について</p> <p data-bbox="839 533 1394 801">東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、引き続き、ヒートアイランド対策全般に係る取組を実施していくとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後の取組の方向性を検討する。</p>

Ⅱ 検討状況に係る資料

感震ブレーカーの普及に向けた取組について（概要）

1 課題・背景

首都直下地震をはじめ、大規模地震の発生が危惧される中、地震による電気火災の発生抑制と火災被害の軽減を図る方策の推進が急務である。

阪神淡路大震災や東日本大震災で発生した火災は、6割以上が電気に起因するものであった。このことから、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成26年3月閣議決定）を受け、内閣府及び関係省庁では有識者を委員とした「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」を設置し、平成30年3月に検討結果報告書を公表している。その中で、平成36年度（令和6年度）までに地震時に著しく危険な密集市街地及び延焼のおそれのある密集市街地において、感震ブレーカーの普及率25%を目標とされたところである。

各自治体においては、設置補助や無償配布等の施策を展開し普及率の向上に努めているところであるが、現状としては感震ブレーカーの認知不足や通電遮断・費用負担への抵抗感等、普及に向け様々な課題があり、普及方策等については更なる検討が必要である。

2 これまでの取組

令和2年5月の第77回九都県市首脳会議において、九都県市が一体となり、感震ブレーカーの普及をより一層促進させるため、感震ブレーカーの普及に向けた取組について、首都圏連合協議会において検討することとされ、当検討会を設置した。

3 検討会の活動内容

（1）九都県市の現状や課題等を調査・取りまとめ（令和2年7月）

（2）第1回検討会（令和2年10月書面開催）

感震ブレーカーの普及に向けた取組や課題を共有するとともに、今後の検討会の進め方や、普及をより一層促進させるための九都県市における一体的な取組などについて書面会議で意見交換を行った。

（3）第2回検討会（令和3年1月書面開催）

首都圏防災ネット内に感震ブレーカーに関するページを作成することを決定。

（4）第3回検討会（令和3年3月書面開催）

感震ブレーカーに関するページの内容を検討。

4 今後の取組予定

引き続き各都県市において地域実情に合わせて普及に向けた取組を進め、必要に応じて九都県市で情報共有を行うなど、連携を図っていく。

認知症施策の推進にかかる成年後見制度等の利用促進に向けた 取組について

1 課題背景

高齢化の進展に伴い高齢者は増加しており、認知症の人についても増加が見込まれている。

認知症により判断能力が低下することで、生活資金の管理や介護サービスの契約ができない、消費者被害や詐欺などのトラブルに遭いやすくなるなどの問題が生じやすくなる。

このような問題を解決するために成年後見制度は重要であるが、制度の利用は低調であり、必要な人に利用されていないのが現状である。

九都県市には全国の高齢者の4分の1が居住しており、今後ますます財産管理などの生活支援のニーズが高まることが見込まれていることから、成年後見制度の更なる利用促進に取り組んでいく必要がある。

2 成年後見制度等利用促進に関する検討会における検討経過

(1) 現状や普及啓発等についての意見を調査（令和2年7月13日（書面））

(2) 第1回検討会（令和2年10月16日（オンライン））

- ・成年後見制度の利用促進に向けた課題を共有するとともに、制度の周知啓発及び先進事例の研究・共有について意見交換を行った。
- ・検討の結果、共通ロゴマークの作成、一斉広報月間による集中的な普及啓発の実施、先進事例の研究・共有の実施を決定した。

(3) 第2回検討会（令和3年2月12日（書面））

- ・共通ロゴマークを決定し、報告した。



あなたの権利と財産を守ります 成年後見制度を考えてみませんか

九都県市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は認知症の人などの権利を擁護するために成年後見制度の利用を促進します。

- ・今後のロゴマーク活用予定及び一斉広報月間における取組予定を共有した。
- ・先進事例の共有及び担当者意見交換の実施方法について協議を行った。

3 今後の取組予定

- ・共通ロゴマークの使用や一斉広報月間における集中的な普及啓発に取り組む。
- ・市町村先進事例の共有及び担当者意見交換に取り組む。
- ・引き続き九都県市間で連携を図っていく。

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気環境の状況は、これまでの各種固定発生源対策や移動発生源対策の実施などにより、二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準をほぼ達成するなど、確実に改善している。

その一方、大気環境中の光化学反応等により二次的に生成される光化学オキシダントや微小粒子状物質（以下 PM2.5 という。）については、環境基準の達成状況等から更なる改善が求められる。

特に、光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が、全国的に 0% と依然として低い状況にあり、さらに光化学スモッグ注意報についても、関東地方を中心に多く発令されている状況である。PM2.5 については、大気環境中の濃度は低減しているものの、安定的な環境基準の達成には至っていない地域がある。

国は、光化学オキシダント及び PM2.5 の原因物質である揮発性有機化合物（以下 VOC という。）について、2010 年度における削減量が目標を上回ったとして、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度を継続することが適当としているが、近年においては、削減が鈍化傾向となっており、光化学オキシダントや PM2.5 の大幅な改善は見込めない状況となっている。

また、自動車については、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車 NOx・PM 法」という。）に基づく総量削減基本方針に係る総量削減期間の期限が 2020 年度末に到来したが、依然として光化学オキシダントや PM2.5 の原因物質である VOC や窒素酸化物（以下 NOx という。）等の主要な発生源となっている。

このような状況の中、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダントや PM2.5 の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を越えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時はもとより、大会以降においても良好な大気環境を実現するため、九都県市として以下の事項を要望する。

- 1 光化学オキシダント及び PM2.5 の原因物質である VOC について、排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するなど、総合的な削減対策を推進すること。
- 2 VOC 排出抑制対策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援を行うなど必要な措置を講じること。また、公共調達における VOC 排出抑制への取組みが推進されるよう、グリーン購入法等において VOC 対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- 3 自動車 NOx・PM 法による車種規制について、今後も継続するとともに、流入車対策を含めた実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、NOx 排出量の多いディーゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。
- 4 新車時の排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、実走行時の排出ガスの状況を的確に把握できる測定法の導入及びディーゼル重量車の実走行時の排出ガスを低減させる措置を講じること。

令和3年 月 日

経済産業大臣 梶山弘志様

国土交通大臣 赤羽一嘉様

環境大臣 小泉進次郎様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

令和2年度 水素社会の実現に向けた取組結果の概要

水素社会の実現に向けた取組

1 目的

水素エネルギーは利用段階では二酸化炭素を排出しない「クリーンエネルギー」であることから、「次世代のエネルギー」の主役として期待されており、水素社会の実現を目指して、九都県市が連携して情報共有を図りながら、啓発事業、講演会、事業者との情報交換等を実施する。

2 主な取組

- (1) 普及啓発事業（新型コロナウイルス感染症の影響により、中止）
- (2) 国への要望
- (3) 水素エネルギー関連事業者等との意見交換（書面）
- (4) サステナブルエネルギーセミナー開催検討
- (5) 九都県市ホームページ上での情報資産の共有

3 事業内容

- (1) 普及啓発事業【0千円】

新型コロナウイルス感染症の影響により、埼玉県会場、千葉県会場、東京都会場、神奈川県会場の各会場における燃料電池自動車試乗会等は開催中止とした。

- (2) 国への要望【2千円】

令和2年6月24日（水曜日）に経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に対して要望を行った。

- (3) 水素エネルギー関連事業者等との意見交換会【0千円】

令和2年10月2日（金曜日）から令和2年10月16日（金曜日）に水素エネルギー関連事業者（3社）との意見交換（書面）を実施し、同事業者の意見等を踏まえ今後予定する要望内容を検討した。

- (4) サステナブルエネルギーセミナー開催検討【0千円】

新型コロナウイルスの感染拡大により、オンラインセミナーの実施やセミナーとは異なる普及促進活動の検討を行った。

- (5) 九都県市ホームページ上での情報資産の共有の検討【0千円】

各都県市の保有する情報資産（動画等のコンテンツ）を九都県市HP上に共有することで、九都県市間の情報共有を円滑にするとともに普及広報活動を促進した。なお、今年度事業としても継続予定。

4 成果

新型コロナウイルス感染症の影響により、普及啓発事業及びサステナブルエネルギーセミナーの開催は実施を見送ったが、国への要望及び水素エネルギー関連事業者との意見交換（書面）、ホームページ上での情報資産の共有を実施した。

水素社会の実現に向けた取組について

脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策が世界的な共通の課題となっている中、利用の段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーが次世代のエネルギーとして注目されている。

水素は多種多様なエネルギー源から製造が可能であり、エネルギーの安定確保や環境負荷低減等に大きく貢献するクリーンエネルギーとして期待されている。

また、水素関連製品は、我が国の高い技術力の結晶であり、水素エネルギーの普及による経済波及効果は大きい。さらに、燃料電池自動車や燃料電池バスなどは、災害時の非常用電源としての利用も可能である。

こうした中、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、国内で水素エネルギーの普及拡大を図ることは、我が国の環境先進技術を世界に対しアピールすることになる。

しかし、水素エネルギーの普及に当たっては、コスト低減、インフラ整備、規制緩和、更なる技術開発など多くの課題があり、官民一体となった普及拡大策が求められている。

全国人口の約3割を擁する九都県市首脳会議の構成自治体では、こうした課題を踏まえ、水素エネルギーの普及に向け、様々な取組を展開しているところである。

国においても、令和2年12月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を踏まえ、サプライチェーンや利用における各取組を一層加速させることが必要である。そこで、特に次の事項について要望する。

1 水素ステーション設置・運営に係る補助制度の継続・運用の緩和

燃料電池自動車の普及には、車両の普及に並行した水素ステーションの整備が不可欠であることから、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」に沿い、水素社会の実現に向けて、水素ステーションの整備を着実に推進し、水素ステーションの設置・運営に係る財政支援を継続的に行うこと。また、既存の水素ステーションにおける燃料電池バス対応等に伴う設備改修など、能力増強への財政支援を行うこと。

2 水素ステーションに係る規制緩和の更なる推進

「水素・燃料電池戦略ロードマップ」に掲げる水素ステーションの整備目標（2025年度までに320箇所程度）を達成するためには、更なる整備拡大に向けた規制緩和等の措置が必要であるため、安全性の確保を前提として、「規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）」に掲げる規制見直し項目のうち、措置されていない項目を着実かつ速やかに推進すること。また、障壁の高さや構造に係る技術基準の見直しなど、「規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）」に新たに定められた項目について、早期に規制緩和

を実現すること。

なお、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ディスプレイと公道との離隔距離の短縮を可能とする代替措置が例示基準へ追加されているが、ガソリンスタンド並の更なる緩和を進めること。

加えて、水素ステーションの保安検査方法について見直しを実施されたが、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

3 燃料電池バスの普及促進支援

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会時にも移動手段として活用が予定されるなど、環境面で期待される燃料電池バスは、一度に多くの利用者等に水素エネルギーの環境性や有用性をPRすることができるなど、水素エネルギーの早期普及拡大に向け必要不可欠なものである。そのため、大幅なコストダウンが進むまでの期間、購入者等に対する国による財政支援を継続的に行うこと。特に、「脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業」における燃料電池バス車両導入において、平成30年度までに導入した実績のある団体についても、補助率を車両本体価格の2分の1にすること。また、燃料電池バスに対する補助の予算規模を拡大できるよう、十分な財源の確保を行うこと。加えて、負担増となる燃料費や水素充填のための水素ステーションへの移動コストに対して、財政支援を行うこと。

4 燃料電池バスを用いた外部給電に係る規制緩和の促進

燃料電池バスを用いた外部給電について、高圧ガス保安法の特定消費規定の対象とされていることから、自然災害発生時等の利用に支障が生じる状況にあるため、速やかに対象から除外すること。

また、それまでの間については、外部給電器の利用実態を踏まえ、簡略化した手続方法を直ちに示すこと。

5 燃料電池の用途拡大・燃料電池技術への支援等

燃料電池車両の普及促進に向けては、多くのユーザーのニーズに応えられるよう、燃料電池自動車や、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラックをはじめとする産業用車両の用途拡大及び車種の多様化を図るとともに、その他燃料電池技術を活用した新たな製品の開発に対するメーカー等への支援を実施すること。また、水素に関する新技術・新製品の許認可に係る期間について、安全性の確保を前提として短縮を図ること。

令和3年 月 日

経済産業大臣 梶山弘志様
国土交通大臣 赤羽一嘉様
環境大臣 小泉進次郎様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長 神谷俊一
埼玉県知事 大野元裕
千葉県知事 熊谷俊人
東京都知事 小池百合子
神奈川県知事 黒岩祐治
横浜市長 林文子
川崎市長 福田紀彦
さいたま市長 清水勇人
相模原市長 本村賢太郎

令和2年度 ヒートアイランド対策の取組結果の概要

ヒートアイランド対策

1 目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が暑さの厳しい7月から9月に開催され、日本の高温多湿な夏に不慣れな外国人が多く来訪することや、高齢者等の熱中症リスクが高まることから、これらを踏まえた効果的な「ヒートアイランド対策」の取組を促進する。

2 主な取組と実施時期

- (1) 打ち水の推進
- (2) 日傘利用の推進

ともに令和2年7月から9月まで（「夏の暑さ対策」推進期間）

3 事業内容

(1) 打ち水の推進 【0千円】

手軽にできるヒートアイランド対策のひとつである「打ち水」について、啓発イベントを以下のとおり実施した。

イベント（主催）	開催日	場所
打ち水大作戦2020（埼玉県）	8月8日 （土曜日）	埼玉県熊谷市村岡2288番地

また、特定非営利活動法人日本水フォーラムが推進する「打ち水大作戦」を後援し、8月1日（土曜日）の水の日に実施した「いっせい打ち水大作戦2020」への参加を呼び掛けるとともに、各都県市のSNSやメールマガジン、HP等の広報媒体を活用し、打ち水の効果や家庭における打ち水実施の啓発を行った。



打ち水大作戦 2020



打ち水啓発ちらし

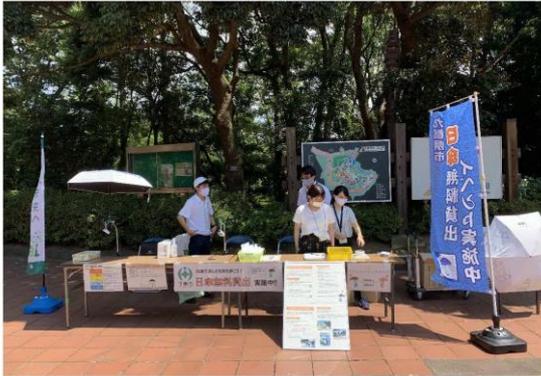


(2) 日傘利用の推進 【0千円】

体感温度を下げ、熱中症予防につながる日傘利用を推進するため、日傘の効果をより多くの方に体験してもらう無料貸出イベントを以下のとおり実施した。

イベント（主催）	開催日	場 所
日傘貸出イベント（千葉市）	8月13日 （木曜日）	千葉市動物公園（千葉市若葉区）

また、各都県市のSNSやメールマガジン、HP等の広報媒体を活用し、日傘の効果や日傘の積極的利用について啓発を行った。



日傘貸出イベント



日傘利用啓発ちらし

4 成 果

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、九都県市としての実地イベントは開催せず、各都県市個別のイベント及びWEB等による広報を実施した。

打ち水については、密集を避けるため自宅での打ち水を呼びかける「打ち水大作戦」の後援及び周知を行った。